

平成 25 年度四国中央市環境審議会会議録

日 時 平成 26 年 1 月 22 日(水) 9 時 30 分～10 時 00 分
場 所 四国中央市本庁 保健センター 2 階研修室
出席委員 高橋周太郎、真木三郎、竹内豊、石川邦彦
武村宏、井原初枝、加地将嘉、森川隆
欠席委員 相馬紀夫、宇田征洋
事務局 市民環境部長・尾藤、生活環境課長・鈴木、石川、堤、吉岡、日野
傍聴者 1 名(報道関係者)

1. 開会

事務局

出席委員の紹介

本日、出席の委員は 8 名でございます。したがって審議会の定足数に達し、会議は成立しております。なお、会長である相馬紀夫委員は病気療養中のため欠席していることから、審議会条例第 5 条 4 項により、副会長である石川邦彦委員に会長代理として議事進行をお願いします。報道関係者から写真撮影の要望があったため会長代理から撮影の許可を得る。

市民環境部長 召集の挨拶

審議会会長代理 挨拶

諮問書「諮問第 1 号 丸住製紙株式会社との公害防止協定変更について」
市民環境部長より諮問書の読み上げ後、会長代理に提出

以下、石川邦彦会長代理が議長となり、議事を進行。

2. 諮問第 1 号 丸住製紙株式会社との公害防止協定変更について

事務局

(変更の経緯と公害防止協定について説明)

丸住製紙株式会社より、公害防止協定書の一部変更(ばいじん及び窒素酸化物の規制)にかかる陳情書が提出されました。

内容につきましては平成 7 年 8 月 4 日付締結「公害防止協定書」、及び「公害防止協定書の一部を改定する協定書」のばいじん及び窒素酸化物の規制基準値について、他の協定締結企業と規制基準値に相違があるため、他社と同等にばいじん及び窒素酸化物の規制基準値を総量規制から濃度規制に変更したいとの内容になっています。丸住製紙株式会社とは昭和 46 年 11 月 29 日から公害防止協定を締結しています。昭和 53 年 3 月 11 日改定から、ばいじん及び窒素酸化物の規制基準値に総量規制が導入されています。

公害防止協定とは旧川之江市、旧伊予三島市において地場産業の育成と企業の社会的責任のうえから、地域住民の健康を守るとともに生活環境を保全し、公害の防止に最善の措置を講じ、地域住民の福祉の確保を期するため、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の防止対策について企業と締結している協定です。協定の基準値については国の基準に準じるか、より厳しい基準値を設けています。

公害防止協定を締結している工場は、丸住製紙株式会社を含め、大王製紙(株)三島工場、川之江工場、ユニ・チャーム国光ノンウーヴン(株)、(株)トーヨ、イトマン(株)、愛媛パルプ(協)(協)クリー

ン・プラザ三島工場、川之江工場の9工場となっています。

(変更基準値について説明)

窒素酸化物については大気汚染防止法で定められている濃度基準値と同等、ばいじんについては大気汚染防止法の濃度基準値と同等、もしくはより厳しい基準値となっています。同業他社の協定値と丸住製紙株式会社の陳情は、ほぼ同等の基準値となっています。丸住製紙株式会社のみ協定基準値が総量規制となっており、他の工場は濃度規制となっています。他の工場の窒素酸化物の協定基準値は大気汚染防止法で定められている基準値とほぼ同等となっており、ばいじんについては大気汚染防止法で定められている基準値と同等か、より厳しいものとなっています。

(排出濃度、排出量について説明)

公害防止協定に基づき、丸住製紙株式会社より毎月提出されている報告書である、煤煙連続自動測定結果、煤煙排出測定結果から、大気汚染防止法で定められている各ボイラーごとの排出濃度基準値と比較すると、各ボイラーともに基準値を大きく下回る排出濃度で稼働しています。また、現在の協定基準値の総量規制においても排出量が大きく下回っています。

(大気測定局、環境基準について説明)

四国中央市では市内9箇所の大気測定局で二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の測定をおこなっており、また降下ばいじんの測定については市内3箇所でおこなっています。

今年度、丸住製紙株式会社大江工場南側、大江1号緑地帯内に浜田大気測定局建屋を建設し、測定機器を新規購入して大気測定をしています。

西新町大気測定局屋上には、降下ばいじんを測定するためのデポジットゲージを設置しています。西新町大気測定局の二酸化窒素の測定データは、一時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であることと定められている環境基準値を大きく下回っています。

四国中央市における大気の状態につきましては、春季の大陸からの黄沙、また近年、越境汚染により、健康被害が懸念されております微小粒子状物質PM2.5を除きますと、環境基準値が達成されている状況が続いており、また光化学スモッグ注意報の発令も過去5年間ありません。降下ばいじんにつきましては、環境基準値は設定されていません。

(市の対応について説明)

大気測定値に、環境基準値を超過する等の異常があった際の対応としては、公害防止協定締結企業が原因と考えられる場合には、改善、原因究明の指示、また報告書の提出を求め、場合によっては工場への立入検査を実施します。

丸住製紙株式会社より市への陳情書提出に先立ち、大江工場近隣4地区に対して、ばいじん及び窒素酸化物の公害防止協定基準値を総量規制から濃度規制に変更することについて説明をおこない、変更することについて諒解を得たことを文書にて報告を受けています。

丸住製紙株式会社は大気汚染防止法での濃度基準値、また当市との公害防止協定の総量基準値共に大きく下回る排出基準で操業をしており、工場拡大、ボイラー増設等の計画もないことから、現在の協定基準値以上に排出総量が増加することはないと考えています。これまでの協定基準値である排出総量で規制するよりも、他の協定締結企業と同等に濃度規制に変更し、窒素酸化物については大気汚染防止法で定められている同等の基準値、ばいじんについては同等、もしくはより厳しい基準値に変更することで、より地域住民の健康を守るとともに、生活環境を保全し、地域住民の福祉の確保がなされると考えています。

質疑

委員

協定締結工場別にばいじん及び窒素酸化物の濃度基準値の説明があったが、各工場ごとに基準値が違っており、また同工場内においても基準値に幅がある。その間の濃度であればよいということなのか。その最大基準値を超えれば違反になるのは理解できるが、その間の数値であった場合はどのような規制がかかるのか。説明を願いたい。

事務局

各ボイラーの排出濃度基準値は、排出ガス量、燃料、構造等により決められております。

各工場ごとに設置されているボイラーは異なっており、複数のボイラーを所有している工場はボイラーごとに基準があるため、基準値に幅があるような説明になってしまいました。

委員

各ボイラーごとに基準値が決められているとのことですね。わかりました。

委員

協定基準値を総量規制から濃度規制へ変更するということであるが、今までも大気汚染防止法で定められている濃度規制基準値内で操業しているが、協定基準値を変更することによって、現在の総量、濃度からどのように変わってくるのか。

事務局

現在の協定値は総量規制となっておりますが、丸住製紙株式会社から工場拡大、ボイラー増設等の計画はないと聞いております。公害発生施設を新・増設する場合には公害防止協定に基づき、県への届出の前に市との協議が必要となるため、現在の総量規制値より排出総量が増加することはないと考えております。

委員

現在の排出濃度と協定基準値に差があるのかどうか。ボイラーの稼働状況は変わらないのか。

事務局

ボイラーの稼働状況については変わらないが、ばいじんについてはより厳しい基準値を設けているため、企業が協定基準値を意識することによって現在の排出濃度より低くなると考えている。

委員

現在の排出濃度から極端に上がるということではなく、むしろ下がると考えているのですね。わかりました。

採決

諮問第1号丸住製紙株式会社との公害防止協定変更について問題がない旨の答申をすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員挙手

出席委員8名中8名の挙手があり過半数を超えております。よって四国中央市環境審議会条例第6条第2項により諮問第1号丸住製紙株式会社との公害防止協定変更については問題のない旨の答申をすることに決定いたします。

市民環境部長挨拶

閉会